

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

① 食費・居住費

利用者 負担段階	居住費（滞在費）		食費	合計
	負担限度額(個室)	負担限度額(多床室)	負担限度額	利用者負担額
第1段階	320円/日	0円/日	300円/日	300円/日
第2段階	420円/日	370円/日	600円/日	970円/日
第3段階 (1)	820円/日	370円/日	1,000円/日	1,370円/日
第3段階 (2)	820円/日	370円/日	1,300円/日	1,670円/日
第4段階	1,171円/日	855円/日	1,510円/日	2,365円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 食費(1日あたり)あたりの内訳は

(ア) 1,510円（内訳 朝食350円、昼食680円、夕食480円）となります。

(イ) その他、利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費となります。

【令和6年8月1日からの居住費】

介護報酬改定に伴い、令和6年8月1日からの居住費は以下に基づき算定します。

①-1 食費・居住費

利用者 負担段階	居住費（滞在費）		食費	合計
	負担限度額(個室)	負担限度額(多床室)	負担限度額	利用者負担額
第1段階	380円/日	0円/日	300円/日	300円/日
第2段階	480円/日	430円/日	600円/日	1,030円/日
第3段階(1)	880円/日	430円/日	1,000円/日	1,430円/日
第3段階(2)	880円/日	430円/日	1,300円/日	1,730円/日
第4段階	1,231円/日	915円/日	1,510円/日	2,425円/日

① 基本料金

【短期入所生活介護費】

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
併設型	I 従来型 個室	要介護1	603	6,530円	653円	1,306円	1,959円
		要介護2	672	7,277円	728円	1,456円	2,184円
		要介護3	745	8,068円	807円	1,614円	2,421円
		要介護4	815	8,826円	883円	1,766円	2,648円
		要介護5	884	9,573円	958円	1,915円	2,872円
区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
併設型	II 多床室	要介護1	603	6,530円	653円	1,306円	1,959円
		要介護2	672	7,277円	728円	1,456円	2,184円
		要介護3	745	8,068円	807円	1,614円	2,421円
		要介護4	815	8,826円	883円	1,766円	2,648円
		要介護5	884	9,573円	958円	1,915円	2,872円

【予防短期入所生活介護費】

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
型	併設	来 I 型 従			1 割負担	2 割負担	3 割負担
					要支援 1	451	4,884 円
		要支援 2	561	6,075 円	608 円	1,215 円	1,823 円
区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
型	併設	床 II 室 多			1 割負担	2 割負担	3 割負担
					要支援 1	451	4,884 円
		要支援 2	561	6,075 円	608 円	1,215 円	1,823 円

※ 次のいずれかに該当する利用者に対しては、単独型短期入所生活介護(Ⅱ)又は併設型短期入所生活介護(Ⅱ)を算定します。

イ 感染症により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 療養室の面積が 10.65 m²以下の従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。

※ 連続して 30 日を超えて当事業所に入所された場合、連続 30 日を超えた日から 1 日につき利用料が 324 円(利用者負担:1 割 33 円、2 割 65 円、3 割 98 円)減算されます。連続して 60 日を超えて入所している場合についても同様に減算されます。

※ 令和 7 年 4 月 1 日までの間は、身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合でも、身体拘束廃止未実施減算となりません。

※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算により、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数が減算となります。

※ 令和 7 年 3 月 31 日までの間は、業務継続計画未策定の場合でも、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、業務継続計画未策定減算となりません。

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
口腔連携強化加算	50	541 円	55 円	109 円	163 円	1 回につき (1 月に 1 回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,083 円	109 円	217 円	325 円	1 月につき (原則 3 月に 1 回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	7,981 円	799 円	1,597 円	2,395 円	1 月につき
機能訓練指導員配置加算	12	129 円	13 円	26 円	39 円	専ら機能訓練指導員として従事する常勤職員を 1 名以上配置
個別機能訓練加算	56	606 円	61 円	122 円	182 円	専ら機能訓練指導員として従事する常勤職員を 1 名以上配置 1 日につき
看護体制加算(Ⅰ)	4	43 円	5 円	9 円	13 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	86 円	9 円	18 円	26 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅲイ)	12	129 円	13 円	26 円	39 円	1 日につき

看護体制加算(Ⅲ)口	6	64 円	7 円	13 円	20 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅳ)イ	23	249 円	25 円	50 円	75 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅳ)ロ	13	140 円	14 円	28 円	42 円	1 日につき
医療連携強化加算	58	628 円	63 円	126 円	189 円	1 日につき
看取り連携体制加算	64	693 円	70 円	139 円	208 円	1 日につき(死亡日及び死亡日以前 30 日以内)
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	13	140 円	14 円	28 円	42 円	1 日につき
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	18	194 円	20 円	39 円	59 円	1 日につき
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	15	162 円	17 円	33 円	49 円	1 日につき
夜勤職員配置加算 (Ⅳ)	20	216 円	22 円	44 円	65 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,166 円	217 円	434 円	650 円	医師により認知症の行動・心理症状
若年性認知症利用者受入加算	120	1,299 円	130 円	260 円	390 円	若年性認知症利用者に対して指定介護福祉サービスを行った場合
送迎加算	184	1,992 円	200 円	399 円	598 円	送迎を行った場合(片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	974 円	98 円	195 円	293 円	1 日につき(7 日間を限定)
口腔連携強化加算	50	541 円	55 円	109 円	163 円	月 1 回限度
療養食加算	8	86 円	9 円	18 円	26 円	医師の処方箋のもとに療養食を提供した場合(1日3回まで)
在宅中重度者受入加算	421	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円	1 日につき(看護体制Ⅰ又はⅢの場合)
	417	4,516 円	452 円	904 円	1,355 円	1 日につき(看護体制Ⅱ又はⅣの場合)
	413	4,472 円	448 円	895 円	1,342 円	利用者が訪問看護を利用して入所中に健康上の管理を訪問看護がおこなった場合に加算
	425	4,602 円	461 円	921 円	1,381 円	利用者が訪問看護を利用して入所中に健康上の管理を訪問看護がおこなった場合に加算
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	32 円	4 円	7 円	10 円	認知症の割合が 50%以上で専門研修を受けている 1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	43 円	5 円	9 円	13 円	
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	1,083 円	109 円	217 円	325 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	108 円	11 円	22 円	33 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	238 円	24 円	48 円	72 円	介護福祉士の割合が尾 70%以上等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	194 円	20 円	39 円	59 円	介護福祉士の割合が尾 60%以上等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	64 円	7 円	13 円	20 円	介護福祉士の割合が尾 40%以上または金属 7 年以

						上等、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の16/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数） ※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の27/1000	左記の単位数×10.83分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数） ※介護職員処遇改善加算は除く。
介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の23/1000					
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の83/1000	左記の単位数×10.83	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の60/1000					
介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の33/1000					

※ 口腔連携強化加算は、従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、所定の歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を構築し、従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に所定単位数を算定します。

※ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 機能訓練体制加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。

※ 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。

※ 医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医

と連絡がとれない場合等における対応の取り決めに事前に行っている場合に、厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。

- イ 喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施している状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

※ 看取り連携体制加算は、看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合、又は看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合に算定します。

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定短期入所生活介護を行った場合に算定します。

※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。

※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 在宅中重度受入加算は、当事業所において利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせている場合に算定します。

※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。なお、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定します。

※ 地域区分別の単価(3級地 10.83円)を含んでいます。

※ (利用料について、施設が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

【令和6年6月1日からの介護職員等処遇改善加算】

介護報酬改定に伴い、令和6年6月1日から現在の介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、下記加算「介護職員等処遇改善加算」に一本化することに伴い、下記(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)何れかと(Ⅴ)(1)～(14)何れかの加算を加えて算定します。

(3)-1 加算料金

加算項目	基本単位		利用料	入所者負担	算定回数等	加算項目	基本単位
				1割負担	2割負担		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 140/1000		左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 136/1000						
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 113/1000						
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 90/1000						
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 124/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 117/1000					
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 120/1000					
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 113/1000					
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 101/1000					
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 97/1000					
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 90/1000					
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 97/1000					
	介護職員等処	所定単位					

	遇改善加算 (V)(9)	数 の 86/1000				
	介護職員等処 遇改善加算 (V)(10)	所定単位 数 の 74/1000				
	介護職員等処 遇改善加算 (V)(11)	所定単位 数 の 74/1000				
	介護職員等処 遇改善加算 (V)(12)	所定単位 数 の 70/1000				
	介護職員等処 遇改善加算 (V)(13)	所定単位 数 の 63/1000				
	介護職員等処 遇改善加算 (V)(14)	所定単位 数 の 47/1000				

※ 介護職員等処遇改善加算 (V) については、令和7年3月31日まで算定します。

1 その他の費用について

送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域（さいたま市）以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
理美容代	理容・美容サービス料 実費	
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等 実費	
日常生活管理費	保険証等の貴重品の保管に対する手数料	50 円/日
コピー代	契約者等がサービス提供についての複写物等を必要する場合の実費相当額 1枚 10 円	
家電使用料	テレビ類等の使用に伴う使用料	50 円/日
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。キャンセル料は1日あたりの基本利用料（介護給付費単位数に定める短期入所生活介護費に、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価を乗じて得た額）の自己負担額をいただきます。	
	利用予定の前日 17 時までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	1日あたりの基本利用料の自己負担額
※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。	

※ 経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない事由が生じた場合、相当な額に変更することがあります。但し、その場合は、事前にその内容と変更する事由等について予め概ね1か月前説明のうえとします。

※ 上記金額については、別途消費税を徴収します。